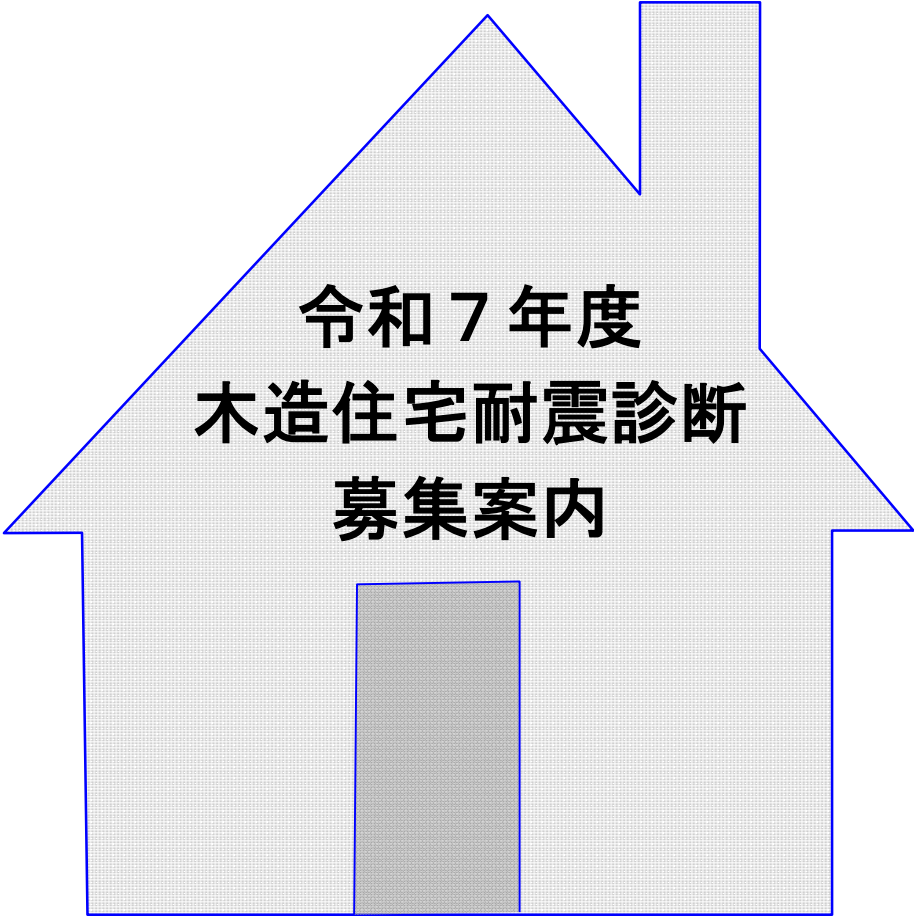


あなたの住まい 安全ですか？



令和7年度 木造住宅耐震診断 募集案内

廿日市市では、市民の皆さんが安全で安心して住むことができる地震に強いまちづくりを目指し、「廿日市市木造住宅耐震診断事業」を実施します。

- 募 集 戸 数 10戸
(今年度の予算枠に達し次第、受付終了とさせていただきます。)
- 診 断 費 用 無料 (ただし、別途交通費等自己負担があります。)
- 申込受付期間 令和7年5月1日(木)から 令和7年9月30日(火)まで
(土曜日・日曜日・祝日を除く)
- 受 付 時 間 午前8時30分から午後5時

申込みには条件等がありますので、このしおりをよくお読みになったうえお申し込みください。

お問い合わせ先
廿日市市 建築指導課 (市役所6階)
TEL 0829-30-9191

1. 「廿日市市木造住宅耐震診断事業」の概要

地震に対しての建築物の安全性能基準は、建築基準法令等によって定められおり、これが「耐震基準」と言われるものです。また、昭和56年5月31日までの耐震基準を「旧耐震基準」、それ以降の耐震基準を「新耐震基準」と呼んでいます。

阪神・淡路大震災では、旧耐震基準で建てられた建築物に多くの被害がありました。この教訓をもとに、新耐震基準を満たさない既存の建築物について、耐震改修を進めることを目的とする新たな法律（耐震改修促進法）が制定されました。耐震診断（地震に対する安全性を評価すること）を行い、必要に応じ耐震改修工事を施すことで、新耐震基準で建てたものと同等の安全性を得ることができます。

廿日市市においても、市民の皆さんが安全で安心して住むことができる地震に強いまちづくりを目指し、平成20年度から木造住宅耐震診断事業を実施しています。また、耐震診断の普及と耐震改修の実施を促進することにより、建築物の耐震性能の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めています。

本事業の診断方法は、「木造住宅の耐震診断と補強方法」（財団法人に本建築防災協会発行）の「一般診断法」により診断します。この診断法は、壁などを剥がしたりせずに、現地での目視調査等でわかる範囲の情報により、大地震（震度6強に相当する極めて稀に発生する大地震）において、住宅が倒壊する可能性があるかどうかの判定を行います。

現地調査の実施にあたっては、耐震診断に対する知識等を有する専門業者に市が業務委託します。

聴き取りや現地調査で知り得た個人の情報は、耐震診断業務以外の目的で使用したり漏洩したりすることはありません。

2. 対象となる住宅

廿日市市内にあり、次の要件のすべてに該当する住宅です。

- ① 木造の一戸建ての住宅、長屋又は併用住宅
(住宅部分が延べ面積の2分の1以上のものをいう)
- ② 昭和56年5月31日以前に建築されたもの(なお、昭和56年6月1日以降に増築されている場合は対象とならない場合があります。)
- ③ 在来軸組構法又は伝統的構法(主要な柱の径が14cm以上)で建築されたもの
- ④ 地階を除く階数が2以下のもの
- ⑤ 建築基準法令等の規定に適合して建築されたもの
- ⑥ 賃貸用でないもの
- ⑦ 過去にこの事業による耐震診断を実施していないもの

3. 申込資格者

対象となる住宅の所有者等で、次の要件のすべてに該当する方です。

- ① 自己の居住の用に供しており、居住実態のあること
- ② 市の税及び使用料の滞納がないこと
- ③ 過去にこの事業による耐震診断を受けていないもの

4. 募集戸数

10戸程度
(今年度の予算枠に達し次第、受付終了とさせていただきます。)

5. 診断費用

無料

6. 自己負担金

委託業者が現地調査を行う際、次の費用を委託業者へ払ってください。

- ・ 交通費 1, 0 0 0 円程度（宮島地域については、2, 0 0 0 円程度）
- ・ 建築確認通知書が無いときは、建物図面作成費として 5, 0 0 0 円程度

チェックシート 該当するものに○をしてください。

全てアに該当する方のみが対象となります。

- 1 あなた（申込者）はその住宅に居住していますか。
ア はい イ いいえ
- 2 あなたのお住まいは昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に建築（着工）された一戸建ての住宅、長屋又は併用住宅（住宅部分が延べ面積の 2 分の 1 以上のものに限る。）ですか？
ア はい イ いいえ
- 3 あなたのお住まいは昭和 5 6 年 6 月 1 日以降に増築していないものですか？
ア はい イ いいえ
- 4 あなたのお住まいは 2 階建て以下ですか？
ア はい イ いいえ
- 5 あなたのお住まいは木造（在来軸組構法又は伝統的構法（主要な柱の径が 1 4 c m 以上）で建築されたもの）ですか？
ア はい イ いいえ
- 6 あなたは現在までの市税等（固定資産税、市民税等）を完納していますか？
ア はい イ いいえ

7. 申込方法

申込書に記入し、必要書類を添付して、持参によりお申込みください。

○申込み先

廿日市市役所 6 階 建築指導課

○申込受付期間

令和 7 年 5 月 1 日（木）から令和 7 年 9 月 3 0 日（火）まで
（土曜日・日曜日・祝日を除く）

申込みの受付時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までです。

○ 申込み書類

申込時には次のすべての書類等が必要です。

（②、③、⑥については、内容が確認できれば兼ねることができます）

① 木造住宅耐震診断申込書

② 建物の所有者が確認できる書類

（申込者が建物所有者であることを確認します）

例 ・ 登記事項証明書（法務局で交付されます）

・ 固定資産税納税通知書など

③ 建築又は着手時期が確認できる書類

（昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に建築されたことを確認します）

例 ・ 建築確認通知書の写し

・ 検査済証の写し

・ 登記事項証明書（法務局で交付されます）など

④ 納税証明書（滞納がない旨の証明）

（申込者が市税等の滞納がないことを確認します。証明書は市役所又は各支所で交付します）

⑤ 付近見取り図（現地調査等訪問するときに使用します）

⑥ 建物の概要等が確認できる書類

（建物が木造、2 階建て以下、住宅であることを確認します）

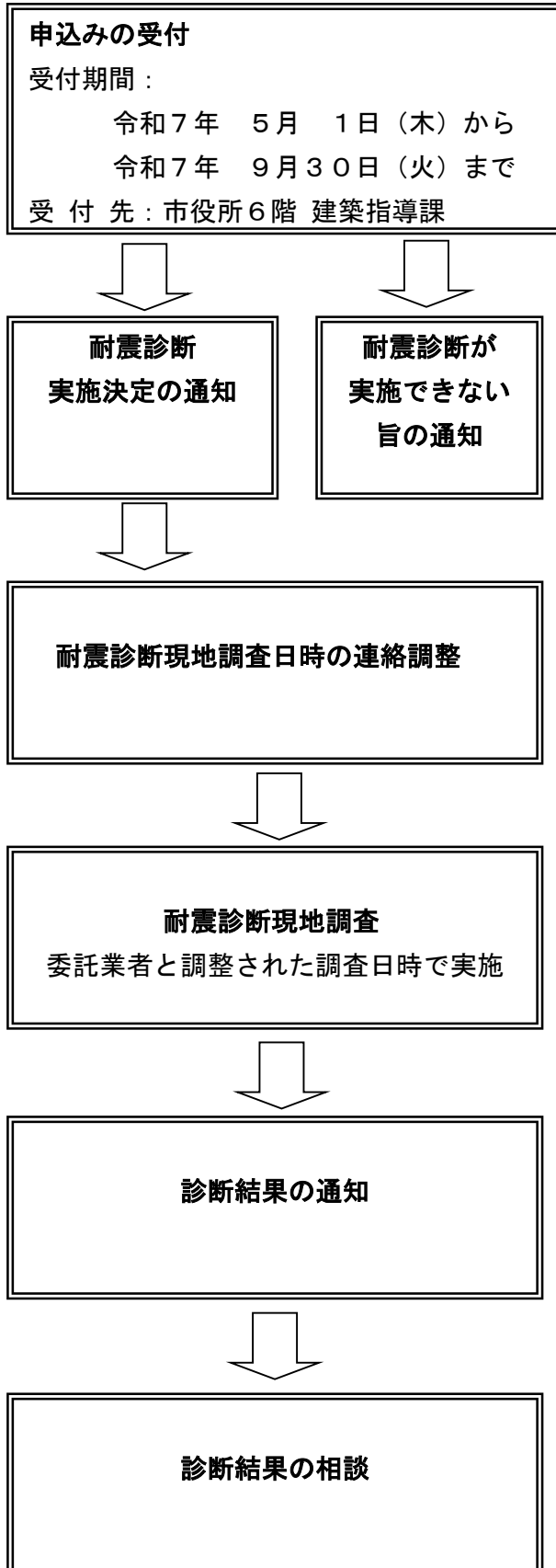
例 ・ 建築確認通知書の写し

・ 完了検査済証の写し

・ 登記事項証明書（法務局で交付されます）など

⑦ 建物平面図（耐震診断で使用します。耐震診断決定通知後、提出でも構いません。なお、建築確認通知書が無い場合は、建物図面作成費として 5, 0 0 0 円程度必要となります。）

8. 申込み受付から診断まで



募集件数は10戸程度です。

（今年度の予算枠に達し次第、受付終了とさせていただきます。）

申込書等の審査及び現地確認を行い、適正と認められる場合、申込者に決定の通知書、不適正と認められる場合、実施できない旨の通知書を送付します。

市が委託する業者から耐震診断実施決定者へ連絡がありますので、耐震診断の現地調査を行う日時の調整をお願いします。

市が委託する業者が現地に赴き、壁量や劣化状況について、床下や天井裏などからも調査を行います。

なお、委託業者へ交通費など必要な負担額をお支払いください。

現地調査結果を基に耐震診断を行い、診断結果を通知します。

診断結果について、個別の相談を受け、耐震改修が必要な場合は、助言をします。

（第 1 面）

木 造 住 宅 耐 震 診 断 申 込 書

年 月 日

廿日市市長 様

申込者（所有者等）

フリガナ

氏名.....（※）

（※）本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

〒.....

住所.....

電話番号.....

廿日市市木造住宅耐震診断事業実施要綱第 5 条の規定に基づき、耐震診断を受けたいので関係書類を添えて申し込みます。

この申込書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。

診断を希望する住宅の所在地（地番）	廿日市市.....
建 築 時 期	昭和.....年.....月（ ☐ 建築 ☐ 着手） ※昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に建築又は着手されたものが対象です。
住 宅 の 種 類	☐ 一戸建ての住宅 ☐ 長屋 ☐ 併用住宅（住宅部分以外の用途：.....）
使 用 形 態	自己居住用（賃貸用住宅を除く）
構 造	木造 ☐ 在来軸組構工法 ☐ 伝統的構法
階 数	☐ 平屋建て ☐ 2 階建て
延 べ 面 積	㎡（併用住宅の場合、住宅部分の床面積：.....㎡）
建 築 確 認	昭和.....年.....月.....日 第.....号
そ の 他	①市税及び使用料の滞納がある場合、この事業を受けることができません。 ☐ 滞納はない。
	②すでに本事業の耐震診断を受けている方は、この事業を受けることができません。 ☐ これまでに本事業の耐震診断を受けていない。
	③この耐震診断にかかる費用は、市が負担していますが、耐震診断にかかる諸経費として自己負担金が必要となりますので、あらかじめ、ご承知ください。 ※1 交通費 ※2 建物平面図作成費（建築確認通知書がある場合は不要です。） ☐ 承知した。

提出書類

申込時に必要な書類について確認してください。なお、提出された書類については返却できませんのでご了承ください。

☐ 建物の所有者が確認できる書類

☐ 建築又は着手時期が確認できる書類

☐ 申込者の納税証明書（滞納がない旨の証明）

☐ 付近見取り図（簡易な見取り図でも構いません）

☐ 建物の面積、構造及び階数等の概要が確認できる書類

☐ 建物平面図（建築確認通知書の写し）

- ※ 一人の所有者等に対して1棟のみ申込みが可能です。
- ※ この申込みの結果については、後日、通知いたします。
- ※ ☐ 印にチェックをしてください

※1 交通費とは、派遣耐震診断士が事業所から耐震診断調査対象建物までの移動に要する費用をいいます。

※2 建物平面図作成費とは、派遣耐震診断士が耐震診断調査の参考となる現況の建物平面図が無い場合に、現地で現況建物の寸法や間取り等を調査し、建物平面図を作成する費用をいいます。（参考となる建築確認通知書がある場合は不要です。）